

兵庫県公報

平成20年12月16日 火曜日 第2040号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○同上（同）	5
○道路の区域の変更（同）	5
○東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成20年近畿地方整備局告示第160号）（街路課）	6
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）	6
公 告	
○ひょうご県民ボランティア活動賞の表彰（地域協働課）	6
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（同）	10
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	14
○大規模小売店舗の変更に関する届出（阪神北県民局）	14
○同上（同）	15
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	16
選挙管理委員会告示	
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	16
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	17
正 誤	
○平成12年3月31日付け兵庫県公報第15号外中	18

告 示

兵庫県告示第1256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
吉岡靖晃	よしおか接骨院	尼崎市武庫之荘1丁目30-12ディカ・カーサ107	平成20年5月5日
伊月優喜	伊月接骨院	同 市東灘波町5-3-15	同 年6月4日
住元哲治	住元整骨院	同 市南塚口町1-2-8	同 月1日
今井綱志	そわ鍼灸接骨院	同 市田能2丁目6-2	同

島 田 敏 充	あい整骨院	同 市大庄西町4丁目17-12ネクストステー ジ102号	平成20年6月10日
北 原 光 彦	愛マッサージ鍼灸整骨院	同 市東難波町4丁目10番6号	同
古 城 ヨツ子	同 上	同 上	同
小笠原 武 美	同 上	同 上	同
増 岡 義 嗣	ますおか整骨院	明石市上ノ丸1-8-8	平成20年5月22日
檜 作 徹	檜作接骨院	芦屋市親王塚町8-6	同 月26日
北 川 利 行	健生館 北川鍼灸整骨院	伊丹市野間2丁目7-43	平成20年6月2日
北 村 慎 一	北村接骨院	加古川市加古川町溝之口507番地サンライズ 加古川2F	同
北 川 智 規	レイス治療院	西脇市上比延町246番地1	平成20年5月28日
吉 良 晋 平	きら接骨院	高砂市米田町米田129-11-102	同 月20日
田 畑 昭 仁	たばた はり・きゅう整骨院	川西市栄町21-25ストーク田口302号	平成20年6月12日
岡 本 昌 之	志水接骨院	宍粟市一宮町安積1333-3	同 年5月29日
岩 井 領	同 上	同 上	同



兵庫県告示第1257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
住 元 哲 治	住元整骨院	尼崎市南塚口町1-6-1	平成20年5月31日
鴨 井 英 二	そわ鍼灸接骨院	同 市田能2-6-2	同
高 橋 志津子	さかしたマッサージ治療院	同 市常松1-36-8 2F	同
高 橋 昌 信	同 上	同 上	同
岡 田 孝太郎	HBSマッサージ治療院	伊丹市稲野町8丁目1-7 PETER H OUSE101号	平成20年6月16日
志 水 典 夫	志水接骨院	宍粟市一宮町安積1333-3	平成15年8月19日



兵庫県告示第1258号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 神戸市八多土地改良区
退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	川 崎 源之助	神戸市北区八多町上小名田2196番地の2
同	下 澤 敏 雄	同 市同区八多町屏風32番地

2 成相土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 博 万	南あわじ市八木大久保391番地
同	裏 川 晴 明	同 市八木野原287番地
同	辻 西 健 治	同 市榎列下幡多477番地
同	真 野 浩 昌	同 市八木立石195番地
同	小 畑 英 治	同 市八木新庄103番地
同	柏 木 皓	同 市八木養宜上195番地
同	池 田 恵 一	同 市八木鳥井509番地
同	武 川 幸 夫	同 市八木国分238番地
同	高 田 久 夫	同 市八木徳野175番地
同	細 川 一 夫	同 市八木養宜中159番地 1
監 事	赤 松 浩 治	同 市八木養宜中223番地
同	堀 部 重 光	同 市八木鳥井197番地
同	真 野 和 典	同 市八木立石178番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 博 万	南あわじ市八木大久保391番地
同	裏 川 晴 明	同 市八木野原287番地
同	辻 西 健 治	同 市榎列下幡多477番地
同	入 谷 訓 弘	同 市八木立石150番地
同	松 下 年 明	同 市八木新庄177番地
同	石 上 達 也	同 市八木養宜上407番地 2
同	池 田 恵 一	同 市八木鳥井509番地
同	水 海 勝 司	同 市八木徳野40番地
同	田 村 千 秋	同 市八木国分41番地
同	赤 松 強	同 市八木養宜中167番地
監 事	田 村 隆 司	同 市八木大久保119番地 5
同	灘 本 哲 敏	同 市八木野原106番地 1
同	武 田 信 七	同 市榎列下幡多499番地 2



兵庫県告示第1259号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
田岡化学工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号
工場長 宮 崎 敏 朗
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
田岡化学工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	33号リ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	33号リ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)			
能 力	10m ³ /分	150m ³ /分			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~11	9~11	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,100	10,100	230	230
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5,010	5,010	95	95
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	50	20	50
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	8.88	8.88	0.2	0.2	

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年12月16日から平成21年1月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ



兵庫県告示第1260号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小野市王子南土地画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量、画地出来形確認測量図原図作成)

2 作業期間

平成20年6月16日から同年11月2日まで

3 作業地域

小野市王子町地域



兵庫県告示第1261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月16日から2週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦

覧に供する。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 9 号	たつの市新宮町鍛冶屋字小谷711番1から 同 市新宮町鍛冶屋字上河原588番1まで	旧	10.0から 14.0まで	126.0	
		新	13.0から 16.0まで	126.0	



兵庫県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年12月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月16日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浜坂港浜坂停車場線	美方郡新温泉町芦屋字水尻766番1から 同 郡同 町芦屋字西岡322番1まで	旧	7.0から 18.0まで	442.0	一部 予定地
		新	15.0から 29.0まで	442.0	



兵庫県告示第1263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年12月16日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	加西市北条町西高室字丸山ノ下282番7から 同 市北条町北条字馬橋345番6まで 加西市北条町北条字溝川11番4から 同 市北条町北条字馬橋345番6まで	旧	7.0から 42.0まで	846.0	
			20.0から 42.0まで	518.0	

	加西市北条町西高室字丸山ノ下282番7から		7.0から		
	同 市北条町北条字馬橋345番6まで		42.0まで	846.0	
	加西市北条町西高室字丸山ノ下282番7から	新	3.0から		予定地
	同 市北条町北条字溝川11番4まで		35.0まで	678.0	
	加西市北条町北条字溝川11番4から		20.0から		
	同 市北条町北条字馬橋345番6まで		42.0まで	518.0	



兵庫県告示第1264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第160号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.2.80号沖浜平津線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成20年11月13日から平成27年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県高砂市荒井町若宮町、小松原3丁目、小松原4丁目及び小松原5丁目並びに米田町古新地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第1265号

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条第1項の規定に基づく改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定により、東播都市計画北在家土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 土地区画整理事業の名称
東播都市計画北在家土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所内
- 3 事業計画の認可年月日
昭和43年4月24日
- 4 事業計画変更の認可年月日
平成20年12月2日

公 告

ひょうご県民ボランティア活動賞の表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第11号の規定により、平成20年11月30日に次の者を表彰した。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 氏 名 足 立 春 枝
(2) 住 所 丹波市
(3) 功績内容 朗読ボランティアとして視覚障がい者のために録音テープを作成している。
- 2 (1) 氏 名 今 中 ツヤ子
(2) 住 所 多可郡多可町
(3) 功績内容 多可郡ボランティア連絡会会長を務め、給食サービス等の活動を行っている。
- 3 (1) 氏 名 榎 並 直 美
(2) 住 所 赤穂郡上郡町
(3) 功績内容 給食サービスや高齢者施設の介助ボランティア等幅広く活動を行っている。
- 4 (1) 氏 名 大 城 千鶴子
(2) 住 所 神戸市須磨区
(3) 功績内容 朗読ボランティアとして録音テープの作成や視覚障がい者との交流を行っている。
- 5 (1) 氏 名 大 塚 栄 子
(2) 住 所 高砂市
(3) 功績内容 高砂ボランティア連絡会の会長を務め、保育ボランティア等の活動を行っている。
- 6 (1) 氏 名 河 野 智 子
(2) 住 所 高砂市
(3) 功績内容 ガールスカウト活動を実践し、青少年の健全育成に寄与している。
- 7 (1) 氏 名 公 手 博
(2) 住 所 尼崎市
(3) 功績内容 ボランティアリーダーとして古文書解読講座の指導を行い、解読データを市に提供している。
- 8 (1) 氏 名 小 林 美恵子
(2) 住 所 加古川市
(3) 功績内容 朗読ボランティアとして録音テープの作成や視覚障がい者との交流を行っている。
- 9 (1) 氏 名 宍 戸 與七郎
(2) 住 所 西宮市
(3) 功績内容 高齢者施設において書道や墨絵の指導を行っている。
- 10 (1) 氏 名 高 橋 シズコ
(2) 住 所 加西市
(3) 功績内容 高齢者給食サービスの調理ボランティアを行っている。
- 11 (1) 氏 名 高 原 民 子
(2) 住 所 神崎郡福崎町
(3) 功績内容 福崎町ボランティア連絡協議会会長を務め、高齢者施設の友愛訪問等を行っている。
- 12 (1) 氏 名 竹 内 照 美
(2) 住 所 加古川市
(3) 功績内容 高齢者を対象とした会食会やふれあいサロンの開催等の活動を行っている。
- 13 (1) 氏 名 竹 山 由 己
(2) 住 所 加古郡稲美町
(3) 功績内容 聴覚障がい者の理解と手話の普及のための啓発活動等を行っている。
- 14 (1) 氏 名 立 田 しず子
(2) 住 所 洲本市
(3) 功績内容 食育、食生活改善の普及啓発活動を行っている。
- 15 (1) 氏 名 辻 郁 子
(2) 住 所 相生市
(3) 功績内容 高齢者のために入浴サービスや健康相談等の活動を行っている。
- 16 (1) 氏 名 野 末 八千代
(2) 住 所 豊岡市
(3) 功績内容 地域のスポーツ交流活動や、健康増進活動に寄与している。
- 17 (1) 氏 名 橋 本 正
(2) 住 所 南あわじ市
(3) 功績内容 街頭保護立番を行い、交通事故防止と防犯活動に寄与している。

- 18(1) 氏 名 東 山 榮 子
(2) 住 所 三木市
(3) 功績内容 食育、食生活改善の普及啓発活動を行っている。
- 19(1) 氏 名 福 永 美恵子
(2) 住 所 加古郡稲美町
(3) 功績内容 リハビリ訓練の介助ボランティアを行い、高齢者福祉の向上に寄与している。
- 20(1) 氏 名 本 庄 昌 樹
(2) 住 所 丹波市
(3) 功績内容 市社協ホームページ作成の他、障がい者への理解を深める普及活動にも取り組んでいる。
- 21(1) 氏 名 宮 本 久 雄
(2) 住 所 加西市
(3) 功績内容 敬老月間に高齢者夫婦の記念写真をプレゼントしている。
- 22(1) 氏 名 望 月 卓 子
(2) 住 所 加古郡稲美町
(3) 功績内容 給食サービスや、震災時の炊き出しボランティア等の活動を行っている。
- 23(1) 氏 名 山 上 多津子
(2) 住 所 西宮市
(3) 功績内容 認知症の高齢者を抱える介護者からの相談に応じる活動を行っている。
- 24(1) 名 称 明石いずみ会
(2) 所 在 地 明石市
(3) 功績内容 食育など食生活改善の普及啓発活動を行っている。
- 25(1) 名 称 兵庫県立淡路視覚特別支援学校
(2) 所 在 地 洲本市
(3) 功績内容 高齢者に対して理療奉仕活動を行っている。
- 26(1) 名 称 伊丹いずみ会
(2) 所 在 地 伊丹市
(3) 功績内容 食育、食生活改善の普及啓発活動を行っている。
- 27(1) 名 称 介護グループ 一円玉
(2) 所 在 地 尼崎市
(3) 功績内容 福祉施設において、デイサービスや入浴介助等の活動を行っている。
- 28(1) 名 称 ガキっこクラブ
(2) 所 在 地 三田市
(3) 功績内容 公園における遊びを通じて、青少年の健全育成に寄与している。
- 29(1) 名 称 加西市いずみ会
(2) 所 在 地 加西市
(3) 功績内容 食生活改善や健康増進等に関する普及啓発活動を行っている。
- 30(1) 名 称 加西点字教室
(2) 所 在 地 加西市
(3) 功績内容 視覚障がい者のために点字本の作成や点字体験の指導を行っている。
- 31(1) 名 称 かさい日本語クラス
(2) 所 在 地 加西市
(3) 功績内容 外国人の生活とコミュニケーションを支援するため日本語の指導を行っている。
- 32(1) 名 称 ぐるーぷ・ふれんど
(2) 所 在 地 明石市
(3) 功績内容 高齢者や障がい者のサロンの開設等による交流支援を行っている。
- 33(1) 名 称 甲東虹の会
(2) 所 在 地 西宮市
(3) 功績内容 手仕事による障がい者支援活動を行っている。
- 34(1) 名 称 特定非営利活動法人K O B E ふれあいの会
(2) 所 在 地 神戸市中央区
(3) 功績内容 入浴サービスや介護講習会、介護相談等を行っている。

- 35(1) 名 称 清和台ひまわり
(2) 所 在 地 川西市
(3) 功績内容 高齢者の生活支援や障がい児の下校時の見守り等の支援活動を行っている。
- 36(1) 名 称 星和台婦人会
(2) 所 在 地 神戸市北区
(3) 功績内容 フラワーベースを設置し、ハミング広場として管理・清掃を行っている。
- 37(1) 名 称 宝塚障害福祉市民懇談会
(2) 所 在 地 宝塚市
(3) 功績内容 コンサートを開催する等、障がい者に関する理解を深める実践・普及活動を行っている。
- 38(1) 名 称 繕い物ボランティアグループ
(2) 所 在 地 西宮市
(3) 功績内容 児童養護施設で衣服修理等の裁縫作業を行っている。
- 39(1) 名 称 点字点訳グループ クレヨン
(2) 所 在 地 たつの市
(3) 功績内容 視覚障がい者のために点字本の作成や点字体験の指導を行っている。
- 40(1) 名 称 ともしび
(2) 所 在 地 神崎郡福崎町
(3) 功績内容 高齢者への給食サービスや電話友愛訪問等の活動を行っている。
- 41(1) 名 称 七種会
(2) 所 在 地 神崎郡福崎町
(3) 功績内容 高齢者への給食サービスや障がい者施設での喫茶サービス、街の環境美化等の活動を行っている。
- 42(1) 名 称 ななくさ
(2) 所 在 地 たつの市
(3) 功績内容 ひとり暮らし高齢者へ給食に添える手紙等のお便りを送る活動を行っている。
- 43(1) 名 称 兵庫県立農業高等学校 学校農業クラブ
(2) 所 在 地 加古川市
(3) 功績内容 全校生徒に呼びかけ、街の清掃活動を行っている。
- 44(1) 名 称 ひまわり
(2) 所 在 地 丹波市
(3) 功績内容 高齢者施設や敬老会等の地域の集会で演芸を披露している。
- 45(1) 名 称 姫路薬剤師会 こども未来の会
(2) 所 在 地 姫路市
(3) 功績内容 学校や子育てサークル等でこどもの受動喫煙防止活動を行っている。
- 46(1) 名 称 兵庫県いずみ会
(2) 所 在 地 神戸市中央区
(3) 功績内容 食育及び食生活改善を始めとした健康づくり全般についての意識啓発活動を行っている。
- 47(1) 名 称 社団法人兵庫県建築士会但馬ブロック
(2) 所 在 地 養父市
(3) 功績内容 高齢者や障がい者に配慮した住宅改修の建築相談等を行っている。
- 48(1) 名 称 ボランティアグループ 園
(2) 所 在 地 尼崎市
(3) 功績内容 老人福祉施設において行事を企画立案。また、地域と施設の橋渡し役にも取り組んでいる。
- 49(1) 名 称 真野婦人会
(2) 所 在 地 神戸市長田区
(3) 功績内容 フラワーベースを設置し、ハミング広場として管理・清掃を行っている。
- 50(1) 名 称 南あわじ市更生保護女性会
(2) 所 在 地 南あわじ市
(3) 功績内容 非行・犯罪の防止及び更生保護活動を行い、また、子育て支援には特に力を入れている。
- 51(1) 名 称 むつみ会
(2) 所 在 地 たつの市

この法人は、障がいのある人々とその家族に対して、障がいがある人の生活力の向上、社会参加促進、地域社会とのより積極的な交流に関する事業を行い、さまざまな人が心豊かに暮らす地域社会の構築に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人飛行船

イ 代表者の氏名 宗 保 榮

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区下河原通4丁目2番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者、とりわけ「重度障がい者」と言われる人々に対して、日中活動の場と機会の提供に関する事業を行い、地域の人々が障がいの軽重にかかわらず安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫教育アカデミー

イ 代表者の氏名 川 本 文 子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町山手台4丁目20番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、おもに市内の英語教育に携わる教育関係者及び児童を対象として、小学校からの英語教育をサポートする活動、子どもの英語力を育てる環境整備と交流活動、英語教育指導者の育成を行い、日本人の教育者そのものがバイリンガル能力を備えうる未来を作っていくことによって、将来の日本を担うバイリンガル社会人を育てるとともに、子どもの健やかな人格形成に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人余部くすの木工房

イ 代表者の氏名 中 村 泰 三

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市余部区下余部475番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人びとに対して、住み慣れた地域の中で健常者と同じように、当り前のように暮らし、自立した生活を送ることができるよう支援するために、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人CALDIO

イ 代表者の氏名 西 田 眞 吾

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊子志4丁目2番68-105号

エ 定款に記載された目的

この法人は、幼稚園児から中学生までを対象に、サッカークラブ運営事業、サッカー教室開催事業及びサッカー大会運営事業等を行い、身体を動かす喜びや、スポーツを一生懸命する楽しさを体得させることにより、青少年の健全育成と誰もが健やかに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人MODISH KOBE

イ 代表者の氏名 宮 木 健 二

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北野町2丁目1-10 サンビルダー黄能ハウス101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市を中心に兵庫県及び近畿地方において、一般市民に対しワークショップ・交流会・展示会・セミナーなどのデザインイベント開催によって、ライフスタイルを豊かに彩る「デザイン」への理解と活用促進に関する事業を行い、また、地場産業や企業のデザイン活動の支援、デザイン提案の刊行物発行、デザイン情報発信事業などを通じ、地域の様々なデザイン活動の活性化と幅広い相互交

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人地域検定

イ 代表者の氏名 中 田 孝 成

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区三宮町1丁目3番11号朝日生命三宮ビル5F

エ 定款に記載された目的

この法人は、各地域の文化や歴史に関心を持つ人々を対象とし、歴史、伝統文化、特産品、観光等を広く知ってもらうための検定の支援及び情報発信を実施することにより、各地域に対する関心を高め、特色を活かしたまちづくりの実現と地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人バリアフリーミュージックガーデン

イ 代表者の氏名 稲 岡 大 介

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荻野7丁目15番地-203

エ 定款に記載された目的

この法人は、福祉に特化した音楽及びダンスコンサートの開催を行うことと同時に、身体障害者・知的障害者・精神障害者を対象とした障害者自立支援法に基づく介護給付サービス居宅介護事業（ホームヘルプサービス）・介護給付サービス重度訪問介護事業・介護給付サービス重度障害者等包括支援事業・訓練等給付サービス自立訓練（機能訓練・生活訓練）・地域生活支援事業における移動支援事業（ガイドヘルプサービス）、高齢者を対象とした介護保険法に基づく居宅サービス訪問介護事業（ホームヘルプサービス）、音楽療法・音楽リハビリ、ダンス療法・ダンスリハビリの提供、また、福祉関連の講演会及び福祉従事者養成講座の開催事業を行うことにより、社会への貢献を果たすことを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人はりま福祉会

イ 代表者の氏名 本 條 義 和

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市保城663番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸国際ハーモニーアイズ協会

イ 代表者の氏名 瀧 上 智 信

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとする全ての人々に対して、インターネットを介した市民制作のドキュメント映像作品配信事業と市民参加型のフェスティバル開催事業を行い、市民の映像文化の発展に貢献すると共に、市民制作のドキュメント作品が多くの人々に鑑賞され、多くの市民が明るく生きがいを持って暮らせる社会の創出に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸国際福祉ケアコンサルティング

イ 代表者の氏名 多 田 佳 史

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区坂口通4丁目2番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本に在住する高齢者および障害者が、その能力に応じて自立した生活が営めるよう、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行い、又、高齢者および障害者のためのボランティア移送、障害者のための就業支援活動を通じて、高齢者および障害者の社会参加を容易にするとともに、高齢者および障害者の介護従事者を対象とする介護技術向上のための勉強会を開催し、障害者および高齢者が、

人間性あふれ、魅力ある福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人タンポポ福祉会

イ 代表者の氏名 内 藤 三 司

ウ 主たる事務所の所在地 高砂市高砂町浜田町2丁目9番16号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、その自立と社会参加に関する事業を行い、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人えんじえる会

イ 代表者の氏名 大 住 雅 昭

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大津区天満字安田984番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害の当事者とその家族に対して、生活支援に関する事業を行い、精神障害をもつ当事者や家族が地域の中で安心して生活できる社会の創設に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成20年11月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人アマ.バンド&スポーツ

イ 代表者の氏名 白 川 欽 一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区八幡通4丁目2-15フラワーロードビル701号

エ 定款に記載された目的

この法人は、アマチュアバンドの音楽活動を支援する事業や、野球・ゴルフを中心としたスポーツ活動を支援する事業を行うことにより、青少年が各々の個性を伸ばして心身ともに健やかに成長し、多くの人々が生きがいを持ち、明るく豊かで充実した暮らしができる社会の実現を目指すとともに、地域の活性化に寄与することを目的とする。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町日山字篠切67番1、67番3、68番1、68番3、69番1、69番2、70番、71番、72番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市北条口四丁目4番地

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤 本 昭

3 許可年月日及び許可番号

平成20年7月8日

兵庫県指令西播（建）第1-4号（20たつの）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年12月16日

阪神北県民局長 山 本 亮 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 周川ビル
 所在地 伊丹市山田五丁目3番3号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名	住所
周 川 功	伊丹市山田四丁目1番7号
周 川 幸 子	伊丹市山田四丁目1番7号
周 川 万貴夫	山口県宇部市港町二丁目2番50号
- 3 変更事項
 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ア 変更前
 名称 周川ビル
 所在地 伊丹市山田字辻24番1号ほか
 イ 変更後
 名称 周川ビル
 所在地 伊丹市山田五丁目3番3号
- 4 変更年月日
 平成10年3月2日
- 5 届出年月日
 平成20年11月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 (2) 縦覧期間
 平成20年12月16日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成21年4月17日
 (2) 提出先
 阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年12月16日

阪神北県民局長 山 本 亮 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 周川ビル
 所在地 伊丹市山田五丁目3番3号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名	住所
周 川 功	伊丹市山田四丁目1番7号
周 川 幸 子	伊丹市山田四丁目1番7号

周 川 万 貴 夫 山口県宇部市港町二丁目 2 番50号

3 変更事項

駐輪場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

4 変更年月日

平成20年12月 1 日

5 届出年月日

平成20年11月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年12月16日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年 4 月17日

(2) 提出先

阪神北県民局県土整備部まちづくり課

〒665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4 番15号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 伊丹ショッピングデパート

所在地 伊丹市中央一丁目 1 番 1 号

2 同法第 8 条第 1 項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要

計画地を含む地域は公共交通（乗合バス）の基地となっており、歩道についてもバス停留所となり多くのバス客が利用する場所である。当該施設は本市の駐輪場の附置義務条例には該当せず、専用駐輪場の保有義務を課せられていないが、来店者により、歩道が駐輪場化するような状況が生じないよう、次の対策を行うこと。

自転車や単車を利用する来店者の駐輪は、当該施設周辺の公営等の駐輪場と提携するなど各種の駐輪誘導策を講じること。特に、1 時間無料の市営地下駐輪場への誘導に努めるとともに、阪急電鉄が開設している 2 時間無料の駐輪場への誘導も検討すること。更に、道路法の一部改正により、安全確保を条件とした歩道の一部駐輪施設活用が認められることから、現実的な対応として、今後、関係機関等と十分協議し来店客の駐輪対策として検討されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年12月16日から 1 月間

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6

分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成20年12月16日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,869
選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	823,905



兵庫県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成20年12月16日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	55,194
神戸市灘区	34,557
神戸市中央区	31,989
神戸市兵庫区	30,638
神戸市北区	61,137
神戸市長田区	27,861
神戸市須磨区	46,077
神戸市垂水区	61,014
神戸市西区	65,296
姫路市	133,708
尼崎市	127,160
明石市	78,780
西宮市	125,756
洲本市	13,692
芦屋市	25,840
伊丹市	52,287
相生市	8,960
豊岡市	24,226
加古川市	71,249
龍野市	10,910
赤穂市及び赤穂郡	18,782
西脇市	9,876
宝塚市	61,004
三木市	22,660
高砂市	25,633
川西市及び川辺郡	52,063
小野市	13,175
三田市	29,291
加西市	13,155
篠山市	12,339
養父市	7,736

丹 波 市	19,048
南 あ わ じ 市	14,455
朝 来 市	9,396
淡 路 市	13,819
宍 粟 市	11,882
加 東 市	10,651
多 可 郡	8,608
加 古 郡	17,771
飾 磨 郡	7,472
神 崎 郡	12,627
揖 保 郡	19,994
佐 用 郡	5,720
美 方 郡	10,630

正 誤

○平成12年3月31日付け（兵庫県公報第15号外）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の制定等に伴う農林水産部関係規則の整備に関する規則（平成12兵庫県規則第76号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
25	下から19	貸付申請書	貸付申請者